

特定建設作業の届出について

1. 建設作業に関する規制

(1) 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって法令等に定めるものを特定建設作業といい、規制の対象としています。

特定建設作業の種類及び規制基準は〔表 1〕のとおりです。なお、当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除きます。(一日置きに作業するなど、同一工事現場で継続的に作業を行う場合は除かれませんが)

(2) 特定建設作業の実施の届出

〔表 2〕に掲げる区域内において、特定建設作業を行う者は、特定建設作業実施届出書を提出してください。

(届出要領)

- ①届出者名 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者
- ②届出期限 特定建設作業の開始の 7 日前まで
(ただし、災害等緊急を要する場合は速やかに)
- ③届出部数 正副あわせて 2 部
- ④届出様式 法令に基づくものは様式 9、条例に基づくものは様式 12 号様式
- ⑤添付書類
 - ・ 特定建設作業の工程表
 - ・ 特定建設作業場所の付近の見取図(道路工事等で夜間に特定建設作業を実施する場合には、警察署の許可書等の写しを届出書に添付してください。)

【提出・お問い合わせ先】

白井市復 1123 番地
環境課 環境保全係
047-492-1111 (代)
047-401-5409

※特定建設作業実施届出書の様式については、白井市ホームページからダウンロードすることができますのでご利用ください。

白井市ホームページURL <http://www.city.shiroyi.chiba.jp/>

トップページ上段「暮らし・手続き」 → 「環境」 → 「公害・環境汚染・地球温暖化」
→ 「特定建設作業の届出」

2. 近隣対策

建築主や施工業者の方は、建設工事に係るトラブルを未然に防ぐため、下記の事項に十分留意してください。

- ①工事着工前に現場周辺を十分に調査し、周辺環境に適した工法を選択すること。
- ②近隣に対し、工事概要、作業工程、作業時間、騒音、振動の防止方法等について事前に説明すること。また、集合住宅については居住者全員に情報が行き届くように配慮すること。
- ③建設作業には、極力低騒音・低振動の機械を使用すること。また、著しい騒音・振動が生じる作業については、その都度事前説明すること。
- ④解体工事は、特に騒音・振動及び粉じんの発生が著しいため、十分な対策を講じること。

3. その他

- * 大気汚染防止法の規定により、建築物の解体等に伴う石綿の除去等にあたっては、事前調査・作業計画・届出等を行い、適切に措置してください。詳細については、千葉県印旛地域振興事務所 地域環境保全課（電話：043-483-1447）にお問合わせください。
- * 石綿障害予防規則の規定により、石綿による健康障害の発生が懸念されている建築物の解体等にあたっては、事前調査・作業計画・届出等を行い、適切に措置してください。詳細については、船橋労働基準監督署（電話：047-431-0181）にお問合わせください。
- * 建設リサイクル法の規定により届出が必要な場合があります。詳細は、下記までお問い合わせください。
 - ・ 建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物（木造建築物で主に専用住宅の2階以下かつ300㎡以下又は木造以外の建築物で1階かつ200㎡以下等）の詳細については、白井市建築宅地課（電話：047-492-1111）にお問合わせください。
 - ・ 上記以外の建築物及び建築系工作物については、印旛土木事務所 建築課（電話：043-483-1141）にお問合わせください。
 - ・ 工作物（土木工事）については、印旛土木事務所 調整課（電話：043-483-1166）にお問合わせください。

〔表 1〕 特定建設作業の種類と届出法令等一覧

番 号			特 定 建 設 作 業 の 種 類			法令等の届出区分		
騒	振	条				騒音規制法	振動規制法	市条例
一	一	1	杭打ち機使用する作業	① 圧入式くい打機	アースオーガーを併用する作業	—	—	○
					アースオーガーを併用しない作業	○		
一	② ①以外のくい打機 (もんけんを除く)			アースオーガーを併用する作業	—	○		
				アースオーガーを併用しない作業	○			
	③ 油圧式くい抜機			○	—			
一	④ ③以外のくい抜機			○	○			
	⑤ くい打ち抜機 (圧入式を除く)			○	○			
二	一	2	びょう打機を使用する作業			○	—	○
			インパクトレンチを使用する作業			—		
三		3	さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る)			○	—	○
四		4	空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであつて、その定格出力が 15kw 以上のものに限る) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)			○	—	○
五		5	コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る) 又はアスファルトプラント (混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)			○	—	○

番号			特 定 建 設 作 業 の 種 類	法令等の届出区分		
騒	振	条		騒音規制法	振動規制法	市条例
	二	6	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	○	○
	三	7	舗装版破碎機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業の係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	—	○	○
	四	8	ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業の係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	—	○	○
六		9	バックホウを使用する作業	○	—	○
			原動機の定格出力が80kw以上のもの (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く※) 上記以外のもの(※に該当するものも届出が必要)	—	—	
七		9	トラクターショベルを使用する作業	○	—	○
			原動機の定格出力が70kw以上のもの (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く※) 上記以外のもの(※に該当するものも届出が必要)	—	—	
八		9	ブルドーザーを使用する作業	○	—	○
			原動機の定格出力が40kw以上のもの (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く※) 上記以外のもの(※に該当するものも届出が必要)	—	—	

番号			特 定 建 設 作 業 の 種 類	法令等の届出区分		
騒	振	条		騒音規制法	振動規制法	市条例
		9	バックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーに類する整地機又は掘削機を使用する作業	—	—	○
		10	振動ローラーを使用する作業	—	—	○
規 制 基 準 値				85dB	75dB	【騒音】 85dB 【振動】 75dB

※騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業実施届出を行うものについては、重複して市公害防止条例に基づく届出はありません。

〔表 2〕 騒音・振動の規制に関する基準

都市計画法第8条第1項第1号に 規定された地域		届出区分		作業禁止時間		1日における 連続作業時間	作業期間	日曜日及び その他休日
		騒音	振動					
第一種低層住居専用地域	○	○	○	【騒音規制法】 19時～翌7時	注) 適用除外は下段 のイロハニホの場 合に限る	【騒音規制法】 10時間	連続して6日を 超えて行わない こと	禁 止
第一種、第二種中高層住居専用地域				【振動規制法】 19時～翌7時		【振動規制法】 10時間		
第一種、第二種住居地域				【市条例】 19時～翌7時		【市条例】 10時間		
準住居地域								
近隣商業地域								
準工業地域								
工業専用地域	○	—	○	【騒音規制法】 22時～翌6時 【市条例】 19時～翌7時		【騒音規制法】 14時間 【市条例】 10時間	注) 適用除外は 下段のイロの場 合に限る	注) 適用除外 は下段の場 合に限る
工業専用地域のうち ※に該当する区域	○	—	—	【騒音規制法】 19時～翌7時		【騒音規制法】 10時間		
市街化調整区域のうち ※に該当する区域	—	—	○	【市条例】 19時～翌7時		【市条例】 10時間		
注) 適用除外	イ. 災害事情事態緊急作業 ロ. 生命身体危険防止作業 ハ. 鉄軌道正常運行確保作業 ニ. 道路法による占用許可条件に夜間又は休日指定 ホ. 道交法による占用許可条件に夜間又は休日指定 ヘ. 変電所変更工事で従事者生命身体安全確保作業							

※学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 8 0 m 以内